

1/25

2008年第966号

(毎月5、15、25日発行)

協会 大阪府 歯科 保険 医協
大阪府 浪速区 幸町1-2-33
大阪府 浪速区 幸町1-2-33
大阪府 浪速区 幸町1-2-33
大阪府 浪速区 幸町1-2-33
大阪府 浪速区 幸町1-2-33
大阪府 浪速区 幸町1-2-33
大阪府 浪速区 幸町1-2-33
大阪府 浪速区 幸町1-2-33
大阪府 浪速区 幸町1-2-33

08診療報酬改定 現時点の骨子 5・6面

現場に合わない“管理”おしつけ 技術進歩反映した基礎点数改善が急務

小澤力政策部長が談話



中央社会保険医療協議会、厚生労働大臣からの諮問に基づいて「平成20年度診療報酬改定に係る検討状況について(現時点の骨子)」を1月18日、取りまとめた。

「現時点の骨子」は、2006年改定方針をそのまま踏襲して医療の効率化をさらに求める内容になった。そのため、矢継ぎ早にガイドラインが改訂・新設され、新しい治療体系や指導管理体系がいきなり4月から臨床現場に押し付けられようとしている。特に、日本歯科医学会による「歯科疾患の総合的管理および高齢者の口腔機能評価に係る基本的考え方」に基づく「口腔単位の管理」の方向は、さまざまな患者や病態への対応が求められる臨床現場からは到底理解できないものである。

重症化予防や口腔管理、在宅医療も含め真に「歯科医療の充実について」考えるなら、患者や疾患の個性性に応じた出来高払いを基本に、日々進化する技術に対する評価をきちんとすることが先決である。

小池晃議員の質問主意書とそれへの政府の回答からも明らかのように、20年間、まったく点数が変わっていない技術等が73項目もある。この20年間、日進月歩してきた基本的歯科技術等への適正評価を放置し続けてきたことが重大な社会問題であり、今次改定で早急に改善すべき点である。

煩雑化された歯科医院事務を簡素化し、不当な低点数を引き上げ、包括化を早急に改めることが、真の患者利益につながることを確信する。

2008年診療報酬改定にあたって、協会は以下のことを求める。

- ① 歯科疾患の総合的管理を導かないこと
- ② 患者の合意を医学管理料等の算定要件にしないこと、そもそも医療は医師と患者の信頼と合意にもとづくものである
- ③ 情報提供は医学管理料と別に評価すること
- ④ 長期間隔を置き換えている技術等を抜本的に引き上げる
- ⑤ 不当な包括を止め出来高払いで基本的技術料を評価すること

あわせて公聴会やパブリックコメントが形骸化しないよう、提出された意見を速やかに公開し、中医協にきちんと反映させることを要求する。

(関連3面)

中央説明会 3/23に決定

診療報酬改定

【日時】 3月23日(日) ※午前・午後とも内容は同じです
午前の部 10時15分～12時30分(会員限定)
午後の部 13時15分～15時30分(スタッフ参加可)

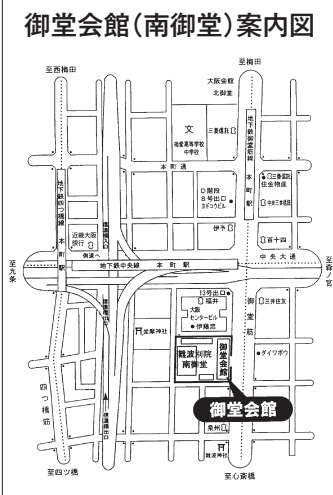
【会場】 御堂会館(南御堂)大ホール

【案内】 会員の先生には3月に「引換ハガキ」でご案内致します

【講師】 協会社会保研究部・同政策部講師団

【会費】 会員無料(資料1冊は「引換ハガキ」と交換)

協会は、今後の医療をめぐる動きを含めて診療報酬08改定・新点数中央説明会を3月23日、御堂会館(中央区)で開く。3月29日からは、府下各地で地区の新点数説明会を順次開催する。



報をお知らせし、『改定の要点と解説』(3月中旬)、『歯科点数見解表』(3月末)、『歯科保険診療の研究』(4月末)を順次お届け予定です。

会員優先の立場から午前は入場資格を限定し、毎回新点数中央説明会には定員を大幅に超える参加者が訪れ、主会場に入りきれない会員には大

4月実施の診療報酬改定内容は、本紙及び『全国保険医新聞』で最新情報をお知らせする。

後期高齢者医療制度 中止・撤回署名にご協力を

後期高齢者医療制度は、70～74歳の医療費窓口負担を1割から2割に引き上げ、現在75歳以上の扶養家族である方から新たな保険料を徴収する。これまで発

大阪では、年10万1449円と全国で3番目に高額の保険料となっており、もし保険料を1年間滞納すると、これまで発

未入会開業医・勤務医の先生に 協会への入会をお勧めください

日常活動と、保険医の立場で行政に働き掛ける協会



寺嶋 洋幸 長
(組織部副部長)

「構造改革」を推し進めた結果、偽装が横行し、安全・安心が大きく揺らぎました。さらに、弱者への負担の押し付けは、あらゆる面で貧困と格差を拡大させました。

「歯科医師の5人に1人がワーキングプア」とマスコミが報じるほど、経営状況は厳しいものと

国民や国会議員に「歯科の窮状訴え世論つくる」

協会は、この間、「よりよく食べるはよりよく生きる」と歯・口腔の大切さを広く啓発すると同時に、歯科医院経営の窮状

PR増刷号

未入会員の先生に、この新聞をお送りするに際し、社会保険事務局・各種名簿などにより情報を取得致しました。当会が取得している個人情報につきましては、①ご入会のご案内②当会の新聞の配布③講習会などのご案内④各種共済制度のご案内——に利用し、これら以外で利用することはありません。なお、この件につきましては、今後の郵送を断わる。などの申し出がございましたら当協会事務局(TEL 06-65598-7731)・組織部までご連絡ください。

今号は大阪府下の全歯科開業医の先生方にお送りしています。この機会にぜひ協会にご入会下さい。ご入会、協会の概要については、組織部までお気軽にお問い合わせ下さい。

変へ迷惑をお掛け致しております。今回は会員を優先する立場から、午前の部は会員(「引換ハガキ」持参者1人)に限定させていただきます。午後の部につきましては、従来通りです。

すでにお知らせの通り、未入会者の説明会・講習会参加はできません。ただし、会員院所に勤める勤務医未入会者へののみ、従来通り有料(1万円)で参加できます。協会は個人会員制の組織ですので、会員院長代理

組織部から 郵送物確認について

新聞は月3回届いていますか

会員の先生には『大阪歯科保険医新聞』『全国保険医新聞』を毎月5・15・25日付で、『月刊保団連』を毎月15日付で発行しています。新聞や引去り明細書などが正しく届いていない場合は、協会・事務局までご連絡ください。

行われていなかった資格証明書が発行され、1年半滞納で給付差し止めとなる。

また、高齢者自身が病院を選べない、受ける医療の回数の制限など、差別的な医療となる。深刻な受診抑制での病状悪化や、手遅れになる危険性

を国民に知らせ、世論をつくらせました。患者負担の軽減と診療報酬引き上げを求めて、政府や国会議員へ旺盛に働き掛け、与党議員にも「これ以上の診療報酬引き下げはできない」との意思を示させる状況をつくりだすことができました。

歯科診療報酬の本体改定率はプラス0・42%(平均は0・38%)となりましたが、全体では4回連続のマイナスです。今後自身の議論で包括による算定制限などが危惧

「説明会や今後の新聞・書籍で診療報酬を解説」

会員には、診療報酬改定では本紙や『全国保険医新聞』で最新情報を発信し、新点数説明会を通じて解説していきます。

同時に「改定の要点と解説」「歯科保険診療の研究」などの書籍も発行していきます。

協会には、患者が歯科医院に受診しやすい環境づくりと医院経営の窮状打開に向け、保険医と国民の立場に立つて今後運動を進めていきます。

歯界

薬害肝炎原告が国と和解した。「全被害者の一律救済」を求めてたかたかつてきた原告・弁護団や世論が政府を動かす、ようやく勝ち取った成果ではないか。

厚労省は全員救済といっているが、カルテのない患者の証明をどうするのかや、法律の適用範囲などの問題点も残る。消えた年金のようにごまかされるのが関の山のような気がするが、福田内閣の支持率を落とさないためのリップサービスか、次期解散総選挙のための作戦か分からないが、慎重に対処する必要がある。

08年は株値急落など市場の大混乱で幕を開けた。アメリカのサブプライムローンの破たんや、原油先物市場の影響が、先進国の金融市場を揺るがせている。日経平均はさらに下げ始め、ここま